

龍ヶ崎市防犯連絡員協議会会則

(名称)

第1条 本会は、龍ヶ崎市防犯連絡員協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を龍ヶ崎市役所防犯業務担当課に置く。

(組織)

第2条 協議会は、龍ヶ崎市内の防犯連絡員（以下「連絡員」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 協議会は、相互の親睦と犯罪のない明るい町づくりを図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防犯座談会及び研究会などの開催
- (2) 防犯環境の診断
- (3) 防犯ポスターの掲示及びチラシ等の回覧
- (4) その他協議会の目的達成上必要な事項

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監 事 2人

2 会長は、分会長会において選任するものとし、総会において承認を受けなければならない。

3 副会長は、分会長会において分会長の互選により、監事は、会長の指名により選任するものとし、総会において承認を受けなければならない。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長欠員の場合はその職務を行う。

3 協議会の会計事務は、事務局が行う。

4 監事は、協議会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(分会)

第9条 協議会には地域の状況に応じて分会を置くこととし、分会に分会長及び副分会長を置く。

2 分会長は、分会の事務を掌理し、分会に所属する連絡員を指揮する。

3 副分会長は、分会長を補佐し、分会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 分会長及び副分会長の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

5 分会長又は副分会長を変更する場合は、変更届（様式第1号）を会長に提出する。

- 6 分会長が会長に選任された場合は、新たに分会長及び副分会長を選任する。
- 7 分会長が副会長に選任された場合は、副分会長が分会長の職務を行うことができる。
(分会長会)

第10条 協議会に、分会長会を置き、必要に応じ会長がこれを招集する。

- 2 分会長会は、会長、副会長及び分会長をもって組織する。
- 3 分会長が副会長に選任された分会にあっては、副分会長が分会長会に出席する。
(分会長会の決議事項)

第11条 分会長会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業の企画及び運営に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項
(辞職)

第12条 連絡員は、辞職しようとする場合は、自らが所属する分会の分会長に申し出るものとする。

- 2 分会長は、前項の申し出を受けた場合は、辞職届(様式第2号)を会長に提出する。
(総会)

第13条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。

- 2 総会において次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 年度事業計画
 - (3) 予算、決算
 - (4) その他会長が必要と認める事項
(経費)

第14条 協議会の経費は、補助金、助成金、その他の収入をもって充てる。
(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、分会長会で定める。

付 則

この会則は、平成15年5月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、平成17年5月27日から施行する。

付 則

この会則は、令和元年5月18日から施行する。